

<ニュース>

「忠次郎蔵」が国の登録有形文化財に！

NPO 法人「ぎょうだ足袋蔵ネットワーク」の事務所がある「忠次郎蔵」こと旧小川忠次郎商店店舗及び主屋が、平成16年6月18日に開催された国の文化審議会において、国の登録文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申されました。

文化財名所	<small>きゅうおがわちゅうじろうしょうてんぼおよびおもや</small> 旧小川忠次郎商店店舗及び主屋
員数	1棟
所在の場所	行田市忍1-4-6
構造・形式及び大きさ	土蔵造2階建、瓦葺 <small>かわらぶき</small> 、建築面積88㎡
年代	昭和初期
登録基準	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの

<登録文化財制度とは？>

登録文化財制度は、平成8年に制定された新しい文化財保護の制度で、地域にある文化財的価値の高い建造物を自由に活用しながら保存することを目的に制定されたものです。

築後50年を経過している建造物で、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもの、がその対象となり、登録されても使い続けることが出来、外観を大きく変えなければ建物の内装の改装などは自由に行えることが特徴です。また、登録されると地価税の減税などの優遇設置が受けられます。

なお、行田市で国登録有形文化財に登録される建造物は、この「忠次郎蔵」こと「旧小川忠治朗商店店舗及び主屋」が初めてですが、NPO 法人「ぎょうだ足袋蔵ネットワーク」では、今後も登録文化財制度を活用して、行田市内に点在している足袋蔵等歴史的建造物の保護・有効活用に努め、文化財を積極的に活用したまちづくりを進めてゆきたいと考えています。